

## 議案第 35 号

### 工事請負変更契約の締結について

平成 28 年度第 4 回定例議会において議決された平成 28 年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事のうち、契約金額「100,440,000 円」を「97,899,895 円」に変更することとする。

平成 29 年 3 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

#### (提案理由)

本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年山都町条例第 55 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。



(請負代金額、内容変更用)

# 公共工事請負変更契約書

- 1 工事番号 山教生工 第 12 号
- 2 工事名 平成 28 年度通潤用水上井手管水路部 災害復旧工事
- 3 工事場所 山都町城原・長原 地内
- 4 変更契約事項

変更工事請負増減額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			△	2	5	4	0	1	0	5

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 188,156 円)

工事の内容 別冊のとおり

- 5 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

(※設計図書の変更に伴い契約書別紙に変更がある場合のみ)

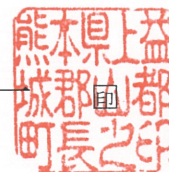
平成 28 年 12 月 8 日付けで請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

平成 29 年 3 月 2 日

発注者 山 都 町

代 表 者 山都町長 工 藤 秀



受注者 住 所 熊本市北区龍田町弓削812-1  
 商号又は名称 株式会社環境開発熊本営業所  
 代表者氏名 所 長 坂 田 廣 文



(資料)

## 工事請負契約概要

1. 工事番号 山教生工第 12 号
2. 工事名 平成28年度 通潤用水上井手管水路部 災害復旧工事
3. 工事場所 山都町 城原・長原 地内
4. 当初契約年月日 平成28年12月8日
5. 工事概要
  - 管更生工 一式 (延長 150m) ⇒ (延長 141.3m)
  - インシュチュフォーム工 一式 (延長 150m) ⇒ (延長 141.3m)
  - 附帯工 一式 (管内面清掃、事前調査工、施工前処理工など)
  - 仮設工 一式 (仮設材重量 53.79 t) ⇒ (仮設材重量 73.696 t)
  - 交通誘導員 34 人 ⇒ 29 人
6. 契約の相手方 熊本県熊本市北区龍田町弓削 812 番 1 号  
株式会社 環境開発  
熊本営業所 所長 坂田 廣文

### 7. 主な変更の理由

施工前に実施した管内調査により、施工延長が 8.7m短くなったほか、通潤橋吹上口に設置する管更生材を仮置きする仮設材の規格を変更したなどの理由による。

施工状況 写真



写真1 通潤橋吹上池上に設置した管更生材仮置きのための仮設台



写真2 管更生材反転挿入用 仮設タワー





写真3 管更生材反転挿入の状況



写真4 管更生材反転挿入の状況（ヒューム管出口側）



写真5 管更生材の出口側到達の状況（岩尾城側）



写真6 管更生材 出口側到達状況（岩尾城側）



通潤用水上井手管水路調査後縦断面図面

工事名：平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事

管 径：φ800mm

延 長：L=141.3m

測定位置：管底部

